

湖西市学校給食センター整備・運営事業

審査基準（修正）

令和6年2月22日

令和6年4月12日修正

静岡県湖西市

— 目 次 —

第 1 本書の位置付け	1
第 2 優先交渉権者の選定方法	1
第 3 審査方法	1
1 優先交渉権者選定までの審査手順の概要.....	2
2 資格審査.....	3
3 提案審査.....	3
第 4 優先交渉権者の決定	8
1 優先交渉権者の決定.....	8
2 結果及び評価の公表.....	8
3 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	8
第 5 選定委員会の設置	8

第1 本書の位置付け

湖西市学校給食センター整備・運営事業審査基準（以下「審査基準」という。）は、湖西市（以下「市」という。）が、湖西市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、市が公表した募集要項と一体のものである。

審査基準は、優先交渉権者を特定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 優先交渉権者の選定方法

本事業を実施する優先交渉権者の選定にあたっては、提案価格のほか、設計、建設等の提案内容、及び事業計画の妥当性、確実性等から総合的に評価するものとする。

第3 審査方法

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

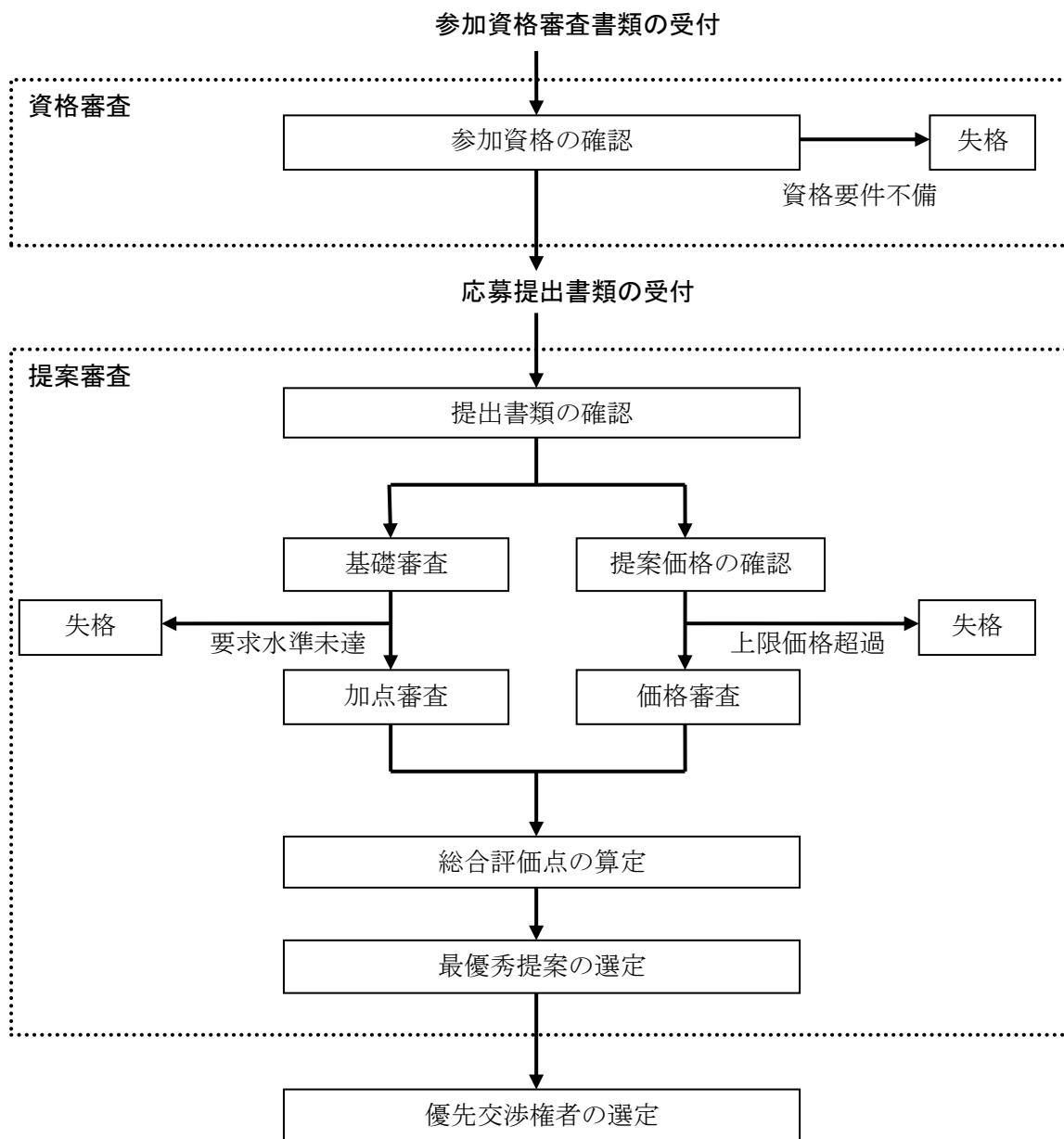
資格審査では、プロポーザル参加者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件の充足を確認できた参加者だけが提案審査を受けることができる。

提案審査では、プロポーザル参加者の提案内容を評価し、最優秀提案を決定する。提案審査は、「基礎審査」、「加点審査」及び「価格審査」で構成される。基礎審査では、プロポーザル参加者の提案書が、基礎審査項目を満たしていることの確認を行う。加点審査、価格審査では、それぞれ提案内容、提案価格を評価、点数化する。総合評価では、加点審査における得点（以下「加点審査点」という。）及び価格審査における得点（以下「価格審査点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）が最も高いプロポーザル参加者の提案を最優秀提案とする。なお、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点と同点のとき）は、性能点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、性能点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせ優先交渉権者を決定する。市は、選定委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を選定する。

1 優先交渉権者選定までの審査手順の概要

審査の手順は、次のとおりとする。



図表1 審査の手順

提案審査のうち性能評価及び価格評価については、湖西市学校給食センター整備・運営事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において比較検討を行い、同委員会の検討結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

2 資格審査

プロポーザル参加資格の審査では、プロポーザル参加者が備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（プロポーザル参加資格がない）とする。

3 提案審査

(1) 基礎審査

提案書に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。次に基礎審査項目を示す。

ア 要求水準書の要求水準を満たしていること。

イ 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件を満たしていること。

なお、基礎審査項目を満たしていない場合は、失格とする。

図表2 基礎審査の視点及び内容

審査項目	審査の視点	審査内容	様式
1 資金調達 収支計画	確実な資金調達、安定的な収支計画となっているか。	金融機関等との融資条件の調整など、事業開始後の確実な資金調達が見込めるか。	5-3
2 工程計画	令和9年4月に供用開始する工程計画となっているか。	令和9年4月に供用開始する工程計画となっているか。 設計や建設に係る申請手続等の適切な期間が確保されているか。	5-4
3 平面・断面計画	安全・安心な給食を実現するため、衛生基準等に適合した給食エリアのゾーニング、動線計画等となっているか。	非汚染・汚染作業区域が適切に区分されているか。 要求水準書に規定した諸室がすべて計画されているか。	5-5
4 調理設備計画	2時間喫食に対応できる十分な調理設備計画が提案されているか。	提供食数や献立内容等に対応可能な調理能力を有する機器・台数を設置しているか。	5-6
5 配送計画	2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	供用開始時の配送校への2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。 令和12年度に想定している岡崎中学校の組み替え時、配送校への2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	5-7

(2) 加点審査

提案書の提案内容について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて性能点を付与する。性能点は小数点以下第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

加点審査の評価項目、評価の視点及び配点は、図表3のとおりとする。

性能点は、図表3に示す6つの評価項目ごとに、図表4に示す5段階評価により付与する。加点審査の満点は70点とする。

なお、「1計画全般(3)市内事業者の活用」のうち、市内企業への発注額に係る得点については、図表4に示す5段階評価によらず、評価の視点に記載の算定式により算定する。

図表3 加算審査の審査項目、審査の視点及び配点

評価項目		評価の視点	配点	様式
1 計画全般	(1) 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関わる企業において、明確な役割分担と同時に円滑な相互連携を実現するための体制構築について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・潜在的リスクの把握と対応策について、優れた提案がなされているか。 ・事業を長期間安定的に実施するために業務品質管理体制やセルフモニタリング計画等、品質確保のための工夫やノウハウについて、優れた提案がなされているか。 	6	6-1
	(2) 市内事業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の育成や参画など、地域経済に貢献するための優れた提案がなされているか。 ・既存調理場の調理員の雇用や地元雇用等について、優れた提案がなされているか。 	3	6-2
	(3) 市内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献が期待できるか。 <p>(得点の算定式※1) $配点 = 3点 \times (建築工事費等 \div 2 \text{のうち市内企業への発注額} \div 3 \div 建築工事費等)$</p> <p>※1 算出した得点の小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 ※2 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「9. 調理設備」「10. 事務備品」「11. 調理備品、食器・食缶等」「12. 土木工事」及び「13. 付帯工事」に係る見積額の合計額とする。 ※3 市内企業への発注額とは、参加グループの構成員がSPCから受注した金額及び札参加グループの構成員からの一次下請企業への発注額の合計額とする。</p>	3	6-3
(小計)			12	
2 設計・建設	(1) 配置計画・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入車両・配送車両の動線を考慮し、安全性、合理性に配慮した優れた提案がなされているか。 ・周辺環境との調和を図り浜名湖の自然景観に配慮した外観デザインについて、優れた提案がなされているか。 	4	6-4
	(2) 施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・調理エリアや諸室等のゾーニング、配置、動線について安全衛生や機能性及び作業環境等の工夫により、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・2時間喫食を実現するための調理機器について優れた提案がなされているか。 ・アレルギー等対応食調理室について対応食数、献立内容に応じて安全に提供可能な優れた提案がなされているか。 ・食育の推進に寄与する施設見学等が可能な優れた提案がなされているか。 	7	6-5

評価項目		評価の視点	配点	様式
	(3) 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、配送校が再開及び給食センター周辺のインフラが普及次第、給食を直ちに提供できるよう、災害発生時における施設や設備機器への影響の回避・抑制及び早期復旧の方策について、優れた提案がなされているか。 ・想定される液状化・浸水リスクについて分析され、本件施設の整備に関する優れた提案がなされているか。 ・建物内部への浸水防止策や浸水した際の対応策等について、構造面や設備面等を含めた優れた提案がなされているか。 	4	6-6
	(4) 環境負荷への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・湖西市「ゼロカーボンシティ」宣言に基づき、省エネルギー化及び再生可能エネルギー等の活用を図り、脱炭素社会への貢献、自然環境に配慮した取り組みやシステムの導入、ZEB Readyの基準達成を目指した取り組みについて、優れた提案がなされているか。 	4	
(小計)			19	
3	(1) 供用開始前の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターへ円滑に移行できるように開業準備期間中の調理従事者及び市職員への研修、各種リハーサル等について、優れた提案がなされているか。 	3	6-7
(小計)			3	
4	(1) 維持管理体制・品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の品質確保を図るための管理体制について、優れた提案がなされているか。 ・調理機器の故障や点検等、運営企業との連携方法について、優れた提案がなされているか。 	2	6-8
	(2) 修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全を基本とした劣化等による事故等の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ・修繕費、修繕頻度の縮減や施設の長寿命化について優れた提案がなされているか。 	3	6-9 ①②
(小計)			5	
5	(1) 運営業務実施体制・品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を効率的かつ継続的に運営できる体制について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・安全・安心でおいしい適温給食を提供するため、市や栄養士の指摘や要望も踏まえ業務改善を図り、運営業務の品質を確保する、優れた提案がなされているか。 ・安定的に人材を確保するための職場環境について優れた提案がなされているか。 	7	6-10

評価項目		評価の視点	配点	様式
	(2) 調理業務	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食をおいしくかつ安全に調理するため、調理方法や調理工程上の工夫について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 幼小中それぞれで2時間喫食が可能な方策について、優れた提案がなされているか。 	6	6-11
	(3) 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー物質、異物混入や食中毒に対する事故防止策及び衛生管理等の優れた提案がなされているか。 業務従事者の衛生意識の向上を図る研修会の実施等、教育について優れた提案がなされているか。 	6	
	(4) 配送・回収	<ul style="list-style-type: none"> 配送・回収時における交通事故、自然災害等の緊急時の対応策について、適切に計画がなされているか。 配送校における、園児・児童・生徒、配膳員及び配送車両周囲への安全確保等について、優れた提案がなされているか。 	2	6-12
	(5) 配膳	<ul style="list-style-type: none"> 配送された給食や直接搬入品を安全かつ確実に配膳する方策について、優れた提案がなされているか。 配膳業務において、各配送校の教職員等の負担軽減に寄与する方策について、優れた提案がなされているか。 	3	
	(6) 食育支援	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での地場産物の活用を推進し、食育を通して地域の産物や食文化等に関する園児・児童・生徒の理解の促進に寄与する取組支援について、優れた提案がなされているか。 市、学校と連携した、食育を推進するための支援について、優れた提案がなされているか。 	3	
(小計)			27	
6 その他	(1) 光熱水費の低減	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費低減を図る方策・検証方法と、その実効性について具体的かつ優れた提案がなされているか。 	4	6-14
(小計)			4	
合計			70	

図表4 加点審査の評価基準と得点化方法

評価内容		採点レート
A	当該評価項目において非常に優れている	当該項目の配点×100%
B	当該評価項目において優れている	当該項目の配点×75%
C	当該評価項目において適切な提案がなされている	当該項目の配点×50%
D	(要求水準を満たしているものの) 当該評価項目において具体的かつ適切な提案が少ない	当該項目の配点×25%
E	(要求水準を満たしているものの) 当該評価項目において具体性や実現性について懸念される点がある	当該項目の配点×0%

(3) 価格審査

提案価格書に記載された金額が、提案上限価格の範囲内であること及び事業計画に関する事項と提案価格書が整合していることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、募集要項に定める提案上限価格を上回ったプロポーザル参加者は失格とする。

(4) 提案価格の得点化方法

提案価格書に記載された提案価格を対象として、次式により価格点を算定する。価格点の満点は30点とする。

価格点の算定にあたっては、小数点以下第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{比率法 価格点の満点 (30点)} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

(5) 総合評価

選定委員会は、次式に基づいて算定した性能点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価点は小数点第2位まで求める。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (最大 70点)} + \text{価格点 (最大 30点)}$$

第4 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として特定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、性能点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、性能点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせ優先交渉権者を決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者として特定結果は、各プロポーザル参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市ウェブサイト等で公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

プロポーザル参加者の募集、評価及び優先交渉権者の特定において、最終的にプロポーザル参加者がいない場合には優先交渉権者を特定せず、その旨を市ウェブサイト等で速やかに公表する。

なお、プロポーザル参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、参加資格審査及び加点審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件プロポーザルは成立しないものとする。

第5 選定委員会の設置

最優秀提案の決定を専門的知見に基づいて行うため、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。

なお、プロポーザル参加者が、優先交渉権者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合、当該プロポーザル参加者は失格とする。

なお、選定委員会は、下表の6人の委員で構成され、選定委員会は非公開とする。

図表5 選定委員会

役職	委員氏名	所属等
委員長	菊地 裕幸	愛知大学地域政策学部教授
副委員長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 副学長 静岡文化芸術大学大学院デザイン研究科特任教授
委員	市川 陽子	静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科教授
委員	宮下 智亘	湖西市立湖西中学校校長
委員	山本 一敏	湖西市副市長
委員	松山 淳	湖西市教育委員会教育長